

第1次 新宮町男女共同参画基本計画

概要版



男女がともに輝き 支えあうまち 新宮

平成 26 年 3 月

 新 宮 町

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

これまで我が国では男女共同参画社会の実現に向け、「男女共同参画社会基本法」の制定等さまざまな取り組みが進められてきました。

また、近年では、男女間の暴力に関することやワーク・ライフ・バランスに関することなどの新たな課題や取り組みも現れています。

このように、男女共同参画社会の実現に向けた法律、制度等は整備されつつありますが、固定的性別役割分担意識やそれに基づく社会慣行・慣習は根強く残っており、いまだ課題が多く残されています。

このため、男女がともに尊重し合い、支えあい、あらゆる分野で個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな施策を総合的かつ計画的に進めていくため、「第1次新宮町男女共同参画基本計画」を策定しました。



(2) 計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画社会の実現に向けて、新宮町の施策の方向と推進のための方策を明らかにしたものです。また、「男女共同参画社会基本法」に定められた市町村男女共同参画計画、「DV防止法」に定められた市町村基本計画として位置づけます。

(3) 計画の期間

この計画の期間は、2014年度（平成26年度）から2018年度（平成30年度）までの5か年とします。ただし、国内外の動向や社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを検討します。

男女共同参画社会とは？

女性も男性も、性別に関わらず、それぞれの意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会のことです。仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現することで、一人ひとりの人生を豊かにすることをめざしています。



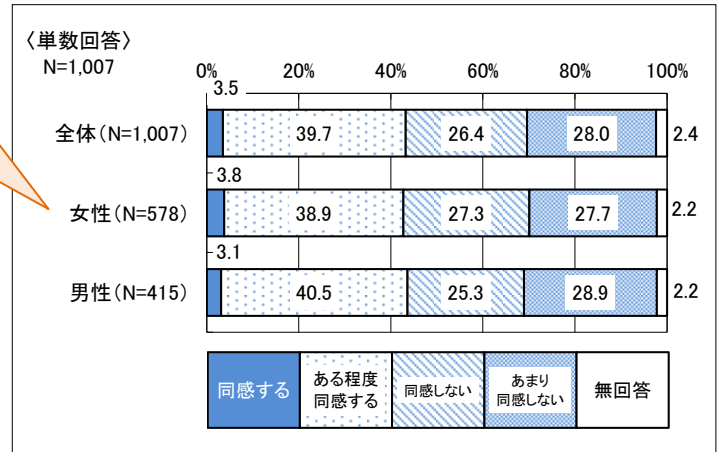
2 新宮町の男女共同参画の現状と課題

男女共同参画の意識について

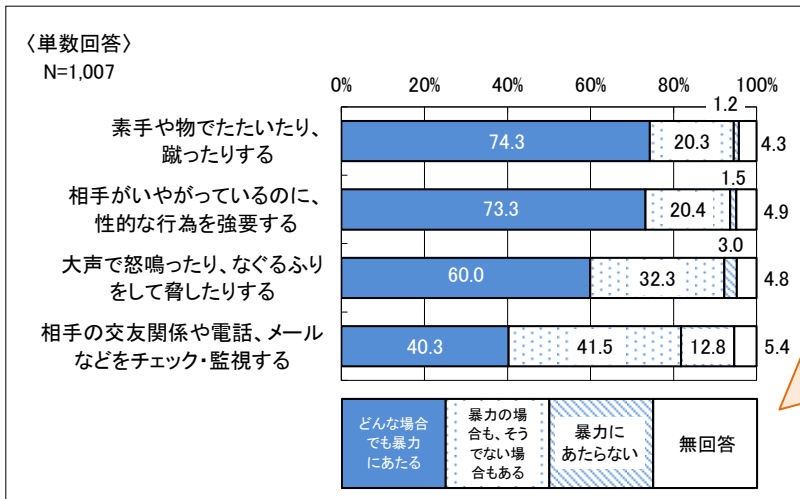
「男は仕事、女は家庭」という考えについて全体の 43.2%が同感する結果となっており、依然として固定的性別役割分担意識が残っています。



Q. 「男は仕事、女は家庭」という考え方について、どの程度同意するか



Q. 次のことが夫婦や交際相手の間で行われた場合、暴力だと思うか



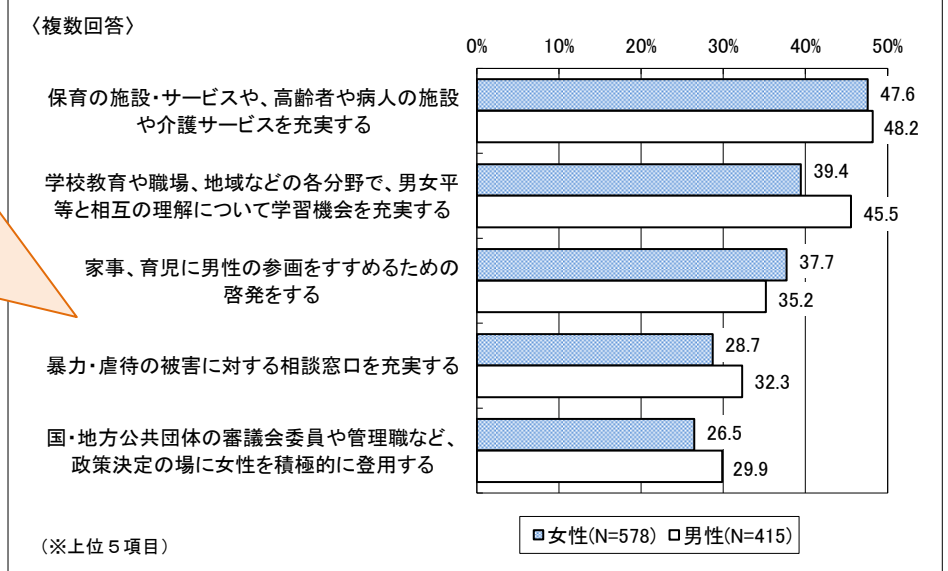
男女間における暴力について

「素手や物でたたいたり、蹴ったりする」や「相手がいやがっているのに、性的な行為を強要する」については、「どんな場合でも暴力にあたる」との回答が7割にとどまっています。「暴力の場合も、そうでない場合もある」も2割程度あり、暴力への認識が不十分です。

Q. 「男女共同参画社会」を実現するために、今後、行政が力を入れていくべきこと

男女共同参画の実現に向けて力を入れるべきこと

「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」が男女ともに最も多くなっています。



資料：新宮町人権に関する町民意識調査 結果報告書

3 計画の基本的な考え方

(1) 計画の将来像

今後5か年の計画期間において男女共同参画を推進していくための目標（将来像）を次のように設定し、その実現をめざします。

男女がともに輝き 支えあうまち 新宮



(2) 計画の体系

| 基本目標 | 基本施策 |
|-------------------------------------|------------------------------|
| 基本目標 1 男女共同参画の意識づくり | (1) 男女共同参画についての意識啓発 |
| | (2) 男女の人権に関する教育・啓発 |
| | (3) 男女共同参画を推進するための教育・学習機会の充実 |
| | (4) 国際的な視野に立った男女共同参画の推進 |
| 基本目標 2 男女がともに参画し、 支えあう環境づくり | (1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進 |
| | (2) 働く場における男女共同参画の促進 |
| | (3) 仕事と家庭・地域生活の両立支援 |
| | (4) 地域における男女共同参画の促進 |
| 基本目標 3 男女が安心して健やかに 暮らせる生活への支援 | (1) 男女間のあらゆる暴力の根絶 |
| | (2) 生涯を通じた男女の健康支援 |
| | (3) すべての人が安心して生活できる支援の充実 |

4 基本目標 1 男女共同参画の意識づくり

男女共同参画に関する啓発活動とともに、就学前教育から学校教育、社会教育まであらゆる世代に対して男女共同参画の視点に立った教育・学習を推進し、男女共同参画の意識を育みます。

また、国際的協調の観点から、国際的取り組みの情報収集や国際的な視野に立った人材育成などの男女共同参画の推進を図ります。

(1) 男女共同参画についての意識啓発

- 広報やホームページ等を活用した啓発
- 男女共同参画に関する情報の収集・提供
- 条例・計画の周知
- 男女共同参画に関する職員研修の実施
- 関連図書等の収集、紹介



(2) 男女の人権に関する教育・啓発

- 人権教育・啓発の推進
- 男女の人権に関する相談支援

(3) 男女共同参画を推進するための教育・学習機会の充実

- 男女共同参画の視点に立った保育・幼児教育の促進
- 学校教育における男女共同参画の推進
- 社会教育における男女共同参画の推進



(4) 国際的な視野に立った男女共同参画の推進

- 国際的な取り組みの情報収集、提供
- 国際的視野を持った人材の育成



固定的性別役割分担意識とは？

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、性別によって役割を分けることです。

例えば、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要業務・女性は補助的業務」などが挙げられます。

5 基本目標 2 男女がともに参画し、支えあう環境づくり

政策や方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、地域活動や防災などの新たな分野における男女共同参画を推進します。また、男女が平等に意欲や能力に応じて働けるような環境づくりや、仕事と家庭・地域生活の両立に向けた支援の充実を図ります。

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- 各種審議会等への女性委員登用の推進
- 女性管理職の登用の促進

(2) 働く場における男女共同参画の促進

- 働きやすい職場環境づくりに向けた啓発
- 職員の育児休業・介護休業の取得推進
- 農業における男女共同参画の促進
- 女性の再就職に関する情報及び学習機会の提供



(3) 仕事と家庭・地域生活の両立支援

- ワーク・ライフ・バランス促進のための啓発
- 男性の育児への積極的参加の促進
- 保育サービスの充実
- 介護保険事業・高齢者福祉サービスに関する相談体制の充実と介護負担の軽減

(4) 地域における男女共同参画の促進

- 男女共同参画を推進する団体等との連携・支援
- 地域活動や地域リーダーに対する男女共同参画の啓発
- 防災における男女共同参画の推進



ワーク・ライフ・バランスとは？

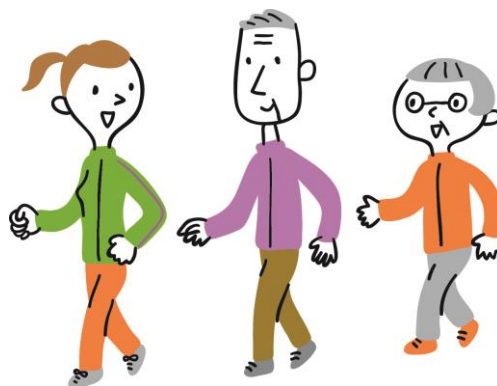
「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働くとともに、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方が選択・実現できることを指します。

6 基本目標3 男女が安心して健やかに暮らせる生活への支援

あらゆる暴力・性による差別的行為の根絶に向けて、その被害防止に向けた啓発や、被害者に対する支援体制の充実を図ります。また、性に関する正しい知識の普及や男女の生涯を通じた健康支援とともに、ひとり親家庭・高齢者・障がい者など誰もが安心して暮らせるような生活支援や環境整備を行います。

(1) 男女間のあらゆる暴力の根絶

- 暴力等の被害防止に向けた啓発
- DV等に関する相談支援
- 被害者に関する個人情報保護
- 関係機関等との連携による被害者の早期発見



(2) 生涯を通じた男女の健康支援

- 学校における生命尊重教育、性教育の推進
- 出産、育児に関する学習会の実施
- 出産、育児に関する相談支援
- 生涯を通じた男女の健康増進

(3) すべての人が安心して生活できる支援の充実

- ひとり親家庭等への支援
- 高齢者や障がい者等すべての人が安心して暮らせる環境整備

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは？

夫婦、恋人間など、親密な関係にある者同士の間で起こる暴力または虐待。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、罵る、無視するといった精神的暴力、生活費を渡さない、行動を制限するなどの社会的暴力も含まれます。



◆かすや地区女性ホットライン

困ったときにはいつでもご相談ください。
女性の相談員が、あなたの相談を待っています。

電話番号：092-401-5353

※10時から17時まで（ただし、祝休日、年末年始を除く。）
木曜のみ19時まで

7 計画の数値目標

新宮町の現状・課題を踏まえたうえで、男女共同参画社会の実現に向けて以下の目標値を掲げ、その達成に向けて各種施策を推進していくものとします。

| 項目 | 現状値 | 目標値 |
|---------------------|---------------------|---------------------|
| 「新宮町男女共同参画推進条例」の認知度 | — | 50.0% (平成 29 年度) |
| 町の審議会等における女性の登用率 | 20.3% (平成 25 年度) | 30.0% (平成 30 年度) |
| DVに関する相談窓口を知っている割合 | — | 50.0% (平成 29 年度) |

8 計画の推進体制

(1) 推進体制の整備

■ 庁内推進体制

すべての職員が男女共同参画社会の実現に向けて率先して行動できるよう、意識啓発や情報共有に積極的に取り組みます。また、関係各課の連携を密にし、庁議で男女共同参画の推進に関する事項について審議を行うことで、計画の推進に努めます。

■ 庁外推進体制

新宮町男女共同参画審議会を設置し、計画の実施状況の把握・点検を行うなど、男女共同参画の推進に関する事項について審議を行うことで、計画の推進を図ります。

(2) 連携体制の整備

■ 各種団体等との連携

各種団体等と連携・協働のもと男女共同参画の推進に取り組んでいきます。

■ 国・県等との連携

総合的かつ効果的な男女共同参画の推進を図るため、国や県、近隣自治体等との連携を図ります。

(3) 計画の進捗管理

計画の進捗状況に関して、達成状況を毎年調査・点検します。また、計画の最終年度である平成 30 年度には、必要な見直しを行い、新宮町における男女共同参画のさらなる推進を図ります。



第 1 次新宮町男女共同参画基本計画【概要版】

発行：福岡県 新宮町

〒811-0192 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜 1-1-1

TEL : 092-962-0231 (代表) / FAX : 092-962-2078